

液晶プロジェクター等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、市が所有している液晶プロジェクター及びプロジェクタースタンドの貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物品)

第2条 貸付けを行う物品は、以下のとおりとする。

- (1) 液晶プロジェクター EPSON EB-W06 1台
- (2) プロジェクタースタンド Startech.com ADJPROJCART 1台

(貸付対象者)

第3条 物品の貸付けを受けることができる者は、旭川市男女共同参画推進団体として本市に登録している団体とする。

(貸付期間)

第4条 物品の貸付期間は貸付開始日より1週間以内とする。ただし、貸付期間の延長が必要であると認められる場合はこの限りでない。

(貸付料)

第5条 本市の男女共同参画の推進に寄与するものとして公益上必要であることから、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第30号）」第7条に基づき、物品の貸付料は免除とする。ただし、物品を稼働するための経費は含まない。

(貸付けの申請)

第6条 物品の借受許可を受けようとする者は、「物品借受許可申請書（様式1）」を提出するものとする。

(貸付け及び返却)

第7条 貸付け及び返却に関する手続は以下のとおりとする。

- (1) 貸付け及び返却は、貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）が、物品貸付許可書（様式2）を交付された上で、市との協議による方法で貸付けを受け、返却を行うものとする。
- (2) 借受人は、物品貸付許可書の交付に対して、市に物品貸付許可請書（様式3）を提出するものとする。

(遵守事項)

第8条 借受人は、汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品を取扱説明書により適正に使用すること。
- (2) 物品を目的以外に使用しないこと。
- (3) 物品を処分、転貸又は譲渡しないこと。

(貸付けの取消し)

第9条 次に掲げる事項に該当する場合は、貸付けを取り消すことができる。

- (1) 旭川市において、貸し付けた物品を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 物品貸付許可書に記載された事項に違反していると認められるとき。

(原状回復及び損害賠償)

第10条 貸付物品を返却するときは、当該物品を原状に回復しなければならない。借受人の責めに帰す事由により物品を破損又は紛失したときは、借受人の責任においてこれを処理するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市が認める場合、この限りでない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は令和5年8月7日から施行する。